

別添 11

○平成二十三年総務省告示第八十七号（インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電気的條件等を定める件）の一部を改正する告示案
 新旧対照条文 （下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
別表第五号 無線設備を使用する専用通信回線設備等端末 〔第 1 ～ 6 略〕 第 7 無線設備規則第四十九条の二十第一号から第五号までに規定する小電力データ通信システムの無線局の無線設備 <u>又は無線設備規則第四十九条の二十の二に規定する五・二 GHz 帯高出力データ通信システムの無線局の無線設備</u> を使用する端末設備の電気的條件等 〔 1 ・ 2 略〕	別表第五号 無線設備を使用する専用通信回線設備等端末 〔第 1 ～ 6 略〕 第 7 無線設備規則第四十九条の二十第一号から第五号までに規定する小電力データ通信システムの無線局の無線設備を使用する端末設備の電気的條件等 〔 1 ・ 2 略〕